

別表第1

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
給付	介護・訓練支援用具	特殊寝台	7. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として18歳以上の者 4. 難病等により寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
		特殊マット	7. 下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要する者、または知的障害児・者として判定がされ障害の程度が重度か最重度で、原則として3歳以上の者 4. 難病等により寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
		特殊尿器	7. 下肢または体幹機能障害1級で、常時介護を要する者で、原則として学齢児以上のもの 4. 難病等により自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
		入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として3歳以上の者	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
		体位変換器	7. 下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で、原則として学齢児以上の者 4. 難病等により寝たきりの状態にある者	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
		移動用リフト	7. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として3歳以上の者 4. 難病等により下肢または体幹機能に障害のある者	介護者が障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他宅改修を伴うものを除く。）	159,000円	4年
		訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の児童	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100円	5年
		訓練用ベッド	7. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の児童 4. 難病等により下肢または体幹機能に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
	自立生活支援用具	入浴補助用具	7. 下肢または体幹機能障害により入浴に介助を要する者で、原則として3歳以上のもの 4. 難病等により入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの（ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。）	90,000円	8年
		便器	7. 下肢または体幹機能障害2級以上で、原則として学齢児以上の者 4. 難病等により常時介護を要する者	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	4,450円 ※手すり 5,400円	8年
		頭部保護帽	① 下肢または体幹機能障害2級以上、もしくは知的障害児・者として判定され障害の程度が重度か最重度で、原則として3歳以上の者 ② てんかん発作等で頻繁に転倒するおそれがある、原則として3歳以上の障害の程度が中度の知的障害児・者または精神障害者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 7. スポンジ、皮を主材料とするもの 4. スポンジ、皮、プラスチックを主材料とするもの	7. 15,200円 4. 36,750円 （ただし、既製品は80%以内とする）	3年
		歩行補助杖	比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される下肢または体幹機能障害者	歩行時に身体を支え、安定させられるもの（T字状・棒状つえ） 7. 木材を主材料とするもの 4. 軽金属を主材料とするもの	7. 2,200円 4. 3,000円 ※ 夜行材料とした場合は410円 全面夜行材料の場合は、1,200円 アイビツクは1,000円を加算	3年

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
給付	自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	① 次の対象者とする 7. 平衡機能または下肢もしくは体幹機能の障害で、家庭内の移動等において介助を必要とし、原則として3歳以上の者 4. 難病等により下肢が不自由な者	① おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するものの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	① 60,000円	① 8年
			② 脳原性運動機能障害等により、移動機能に障害があり、移動には車いすを利用している者で、かつ下肢装具を装着しているものの	② 外出時に車いす利用者の足の冷え等を防止するもの	② 12,000円	② 4年
		特殊便器	7. 上肢障害2級以上、または知的障害児・者として判定され障害の程度が重度か最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難で、原則として学齢児以上の者 4. 難病等により、上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの、および介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年
		自動消火器	7. 障害により、火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯であり、この世帯に属する身体・精神障害の等級が2級以上または知的障害の程度が重度もしくは最重度で、原則として3歳以上の者 4. 難病等により、火災の発生の感知および避難が著しく困難な単身世帯およびこれに準ずる世帯であり、この世帯に属する難病等のある者	室内温度の異常上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
		電磁調理器	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）の者、または知的障害児・者として判定され障害の程度が重度か最重度であって18歳以上のもの	視覚障害者または知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
		歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
		聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）で、原則として18歳以上の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
	在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行い、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
		ネブライザー（吸入器）	7. 呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害児・者であって必要と認められ、原則として学齢児以上のもの 4. 難病等により、呼吸機能に障害のある者	障害者または介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
		電気式たん吸引器	7. 呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害児・者であって必要と認められ、原則として学齢児以上のもの 4. 難病等により、呼吸機能に障害のある者	障害者または介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
給付	在宅療養等支援用具	非常用電源装置	人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー、補助人工心臓等の生命・身体機能の維持に必要な機器を使用している身体障害児・者	障害者または介助者が容易に使用し得るもの	120,000円 ア 正弦波インバーター発電機 イ ボータプル電源（蓄電池） ウ DC/ACインバーター（カーインバーター） ※ ただし、ア、イ、ウのいずれかを給付するものとする	5 年
		酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸器機能障害者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10 年
		動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	ア. 呼吸機能障害3級以上または同程度の身体障害児・者であって、人工呼吸器の装着が必要な者で、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、容易に使用し得るもの	72,000円 ※ ただし、難病等による場合は、157,500円	5 年
		盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）で、原則として学齢児以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5 年
		盲人用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）で、原則として18歳以上の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5 年
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	ア. 音声機能もしくは言語機能障害児・者または肢体不自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有する者で、原則として学齢児以上のもの イ. 難病等により、言語・音声機能に障害のある者	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5 年
		情報・通信支援用具	視覚障害または上肢障害2級以上であって、情報機器（パーソナルコンピュータ等）を操作するにあたり、障がいの特性に応じた周辺機器およびソフト等を必要とする者で、原則として学齢児以上の者	パーソナルコンピュータ等を使用する際に必要な周辺機器、アプリケーションソフト等で、容易に使用し得るもの	100,000円	5 年
		点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害児・者であって、必要と認められる学齢児以上の者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6 年
		点字器	視覚障害児・者	点字を打つためのもの、点字用紙をはさんで固定する板と点字を打つための定規および点筆を組み合わせたもの ア 標準型 イ 携帯用	ア 標準型 1) 32マス18行、 片面書真鍮板製 10,400円 2) 32マス18行、 両面書プラスチック製 6,600円 イ 携帯用 1) 32マス4行、 片面書アルミニウム製 7,200円 2) 32マス12行、 片面書プラスチック制 1,650円	標準型7年 携帯用5年
		点字タイプライター	視覚障害2級以上の者（本人が就労や就学しているか、または就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5 年

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
給付	情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音や当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6 年
		視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの	99,800円	6 年
		視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことまたは聞くことが可能になり、原則として学齢児以上のもの	画像入力装置を読みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるものまたは文字情報を音声信号に変換して出力するもの	198,000円	8 年
		暗所視支援眼鏡	視覚障害２級以上であって、網膜色素変性症による夜盲症・視野狭窄等により暗所での歩行等が著しく困難な者	暗所において、わずかな光を増幅させて鮮やかな映像を目の前のディスプレイに映し出すことができ、使用により視野が広がる広角レンズを付属するヘッドマウントディスプレイで、視覚障害者が容易に使用し得るもの	395,000円	8 年
		盲人用時計	視覚障害２級以上で、原則として１８歳以上の者。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 12,000円 音声時計 16,500円	1 0 年
		視覚障害者用地デジ対応ラジオ	視覚障害２級以上で、原則として学齢児以上の者	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信できるもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	29,000円	6 年
		聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児・者または発声・発語に著しい障害を有する者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められ、原則として学齢児以上のもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、容易に使用できるもの	71,000円	5 年
		聴覚障害者用情報受信装置	① 聴覚障害児・者であって、本装置よりテレビの視聴が可能になるもの	① 字幕および手話通訳付きの聴覚障がい者用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、容易に使用し得るもの	① 88,900円	① 6 年
			② 聴覚障害児・者であって、人工内耳を装着しているもの	② 人工内耳体外機を動作させるための電池等	② ア 空気亜鉛電池等 2,300円/月 イ 充電池等 ・ 充電池 15,300円/回 ・ 充電器 25,200円/回 ※ ただし、ア、イのいずれかを給付するものとする	② — イ 3 年
			③ 聴覚障害児・者であって、人工内耳を装着しているもの体外機を装着後、５年を経過した場合に限る ただし、医療保険の適用となる場合または第三者から損害賠償・保険金を受けた場合を除く	③ 耳に掛けた体外機で音声を電気信号に変換し、インプラントが電極を通じて聴神経を刺激することにより、脳が音として認識するもの	③ 人工内耳体外機 200,000円	③ 5 年
		人工喉頭	喉頭を摘出した音声・言語機能障害者 ただし、電動喉頭の対象者は、職業上または学校教育上、真に必要な者 また、埋込型用人工鼻については、常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る。	音声機能を喪失した者に対して音声を代用するもの ア 笛式 イ 電動式 ウ 埋込型用人工鼻	ア 5,000円 イ 70,100円 ウ 23,100円 （月額）	笛式４年 電動式５年 —
		点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者	点字により作成された図書	図書の販売価格	—

区分	種目	品 目	対 象 者	性 能	基準価格	耐用年数
貸与	情報・意思疎通支援用具	福祉電話（貸与）	身体障害者手帳2級以上の難聴者または外出困難な者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められ（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）、原則として18歳以上のもの	容易に使用し得るもの	83,300円	—
共同利用		視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害児・者で、原則として学齢児以上のもの	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	1,030,000円	—
給付	排泄管理支援用具	収尿器	脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）で、排尿を自分の意志でコントロールすることができない者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流を防ぐもの ア 男性用 イ 女性用	ア ・ 普通型 7,700円 ・ 簡易型 5,700円 イ ・ 普通型 8,500円 ・ 簡易型 5,900円	1年
		ストマ用装具	腸管の切除または膀胱の切除によって肛門からの排便または膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門または人工膀胱を設け排泄を行っている者	身体に装着させ排泄物を溜めるもの	消化器系 9,400円 （双孔式の場合は2を乗じて得た額） 尿路系 12,400円 （双孔式の場合は2を乗じて得た額）	—
		紙おむつ	脳性麻痺等脳原性運動機能障害等により排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、原則として3歳以上のもの	容易に使用し得るもの	12,000円	—
	住宅改修費	居宅生活動作補助用具	7. 下肢、体幹機能障害または乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害程度等級3級以上（特殊便器への取替えをする場合は、上肢2級以上の者）で、原則として学齢児以上の者 4. 難病等により、下肢または体幹機能に障害のある者（特殊便器への取替えをする場合は、難病等により、上肢機能に障害のある者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。